

札幌市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案

平成30年（2018年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

札幌市職員等の旅費に関する条例（昭和26年条例第31号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第10条第1項第1号イ中「から7等級まで」を「以下」に改め、同号ウを削る。
- (2) 第16条第3項を次のように改める。
  - 3 日当は、特に宿泊を命じた場合に限り、旅行の日数に応じ別表1の日当定額の2分の1に相当する額を支給する。
- (3) 第19条中「、新在勤地の区分に応じ」を削る。
- (4) 別表1を次のように改める。

別表1

普通旅費の日当及び宿泊料

職務の等級	職名	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)
1	市長 副市長 議会議員 教育委員会委員 教育長 市選挙管理委員会委員 人事委員会委員 固定資産評価審査委員会委員 監査委員 農業委員会会長 区選挙管理委員会委員長 オンブズマン 子どもの権利救済委員	3,300円	16,500円
2	地方公営企業管理者	3,000円	14,800円
3	局長及びこれに準じて市長が別に定める		

	者 農業委員会委員 区選挙管理委員会 委員 消防団長		
4	部長及び課長並びにこれらに準じて市長 が別に定める者 農地利用最適化推進委 員 選挙長 投票管理者 開票管理者 投票立会人 開票立会人 選挙立会人 附属機関の委員（1等級に掲げる者を 除く。）	2,600円	13,100円
5	職員（1等級から4等級までに掲げる者を 除く。）	2,200円	11,300円

備考 4等級に掲げる附属機関の委員及び5等級に掲げる職員で市長が  
特に必要と認めるものについては、それぞれの職に応じて市長がその都  
度等級を定める。

(5) 別表2中

4	7,200	6,200	5,000	4,500	22,500	18,800	15,100	13,500	6,700
5	円	円	円	円	円	円	円	円	円
6	6,200	5,200	4,200	3,800	19,300	16,100	12,900	11,600	5,800
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
7	5,300	4,400	3,600	3,200	16,100	13,400	10,800	9,700	4,800
8	円	円	円	円	円	円	円	円	円

を

4	7,200	6,200	5,000	4,500	22,500	18,800	15,100	13,500	6,700
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
5	6,200	5,200	4,200	3,800	19,300	16,100	12,900	11,600	5,800
	円	円	円	円	円	円	円	円	円

に改める。

(6) 別表3中

4	107,000	123,000	152,000	187,000	248,000	261,000	279,000	324,000
5	円	円	円	円	円	円	円	円

6	93,000	107,000	132,000	163,000	216,000	227,000	243,000	282,000
7	円	円	円	円	円	円	円	円
8								

を

4	107,000	123,000	152,000	187,000	248,000	261,000	279,000	324,000
	円	円	円	円	円	円	円	円
5	93,000	107,000	132,000	163,000	216,000	227,000	243,000	282,000
	円	円	円	円	円	円	円	円

に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の札幌市職員等の旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第19条及び別表1の規定（着後手当に係る部分に限る。）は、施行日以後に完了する旅行について適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

##### (委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

##### (理 由)

全国的な宿泊料相場の上昇、国及び他の政令指定都市における旅費制度の運用等に鑑み、普通旅費のうち宿泊料の地区区分を廃止する等の改正を行うとと

もに、所要の規定整備を行うため、本案を提出する。